

デート商法

マルチ商法

キャッチセールス

資格商法

あなたを狙うあの手、この手

契約はよく**理解**して**慎重**に！



訪問販売

オンライン・ショッピング

フィッシング詐欺

迷惑メールで不当請求

デート商法

本当にあなたに
会いたいただけ
でしょうか？

● 出会いのきっかけが携帯電話の「メル友」や出会い系サイトの場合には要注意！

● 恋愛感情を巧みに利用し、契約へと誘導するのが目的です。

● 電話で「当選した」「旅行券が当たった」といって誘い出すアポイントメント・セールスにも要注意！

困ったときは
消費者相談窓口へ

出会い系で知り合った
あの子からメールが来た

会えないかなあ？

OK!
OK!

今日私の会社で
イベントやってるのよ
一緒に行きましょう

デレ

デレ

これ私が
デザインしたの！
あなたに絶対
似合うと思うわ

月1万円の
クレジットなら
払えるでしょう？

ちょっと
高すぎるけど、
彼女に嫌われたく
ないし…

やっぱり
払えないから
解約しよう
と思ったのに、
連絡が
取れないよ！



マルチ商法

あなたも加害者になるかもしれません!

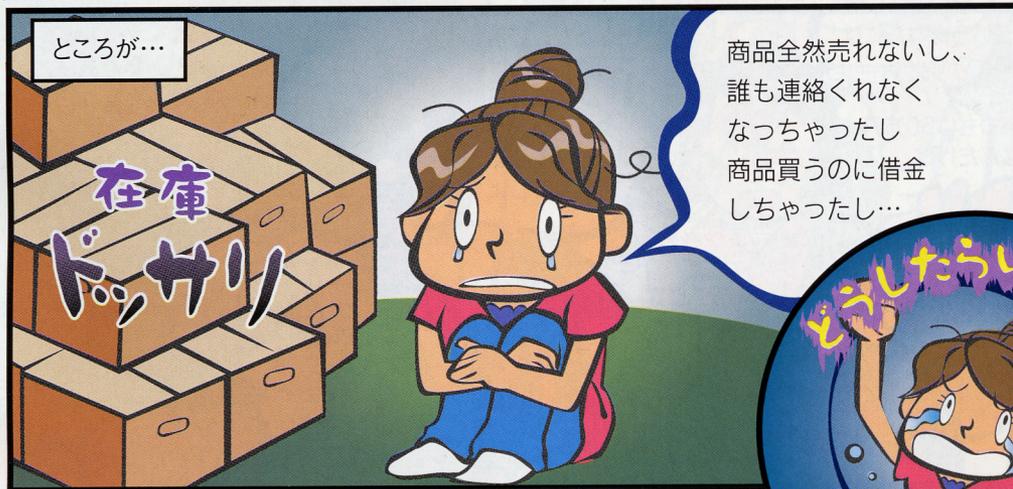
“楽して大もうけ”には
キケンがいっぱい!!

一部の成功例に踊らされていませんか?

もうけどころか、元も取れず、
売れ残りの商品や借金を抱える
ことになるかも…。

友人をなくすかもしれません。

困ったときは
消費者相談窓口へ



キャッチセールス

軽々しくついて いかないで!

「アンケートに答えて」などと誘い出し、商品などを買わせるのが目的です。

その場の雰囲気ですら契約せず、慎重に頭を冷やして考えよう!

※30万円の契約でも、クレジットにすると金利手数料がかかり、最終的には契約額より多く支払うこととなります。

使ったけど、全然よくならないじゃない!

困ったときは
消費者相談窓口へ

あなた
ニキビもシワも
あるわねえ、
きれいなのに
もったいないわ

すみませ〜ん!
美容に関するアンケートを
お願いしているんですが、
ちょっとよろしいですか?

暇つぶしに
答えて
みようかな

そういうあなたには
このケアセット
がピッタリ!
いつもは50万円
なんだけど

あなただけ特別に
30万円にしてあげる
月々1万円の
クレジットなら
支払える
でしょ?

もうやめた〜い!

ボロボロ!!

資格商法

あいまいな返事は トラブルのもと

口約束でも契約は成立します。

相手はセールストークのプロ。巧みな話術に乗せられないで！

契約の意思がないなら、はっきりと断りましょう。

困ったときは
消費者相談窓口へ





訪問販売

うのみにしないで

「お届け物です」などと聞くと、
疑いもなくドアを開けたりし
てませんか？

ドアを開ける時はドアチェー
ンをかけるなど、慎重に。

困ったときは
消費者相談窓口へ

オンラインショッピング

相手は信用 できますか？

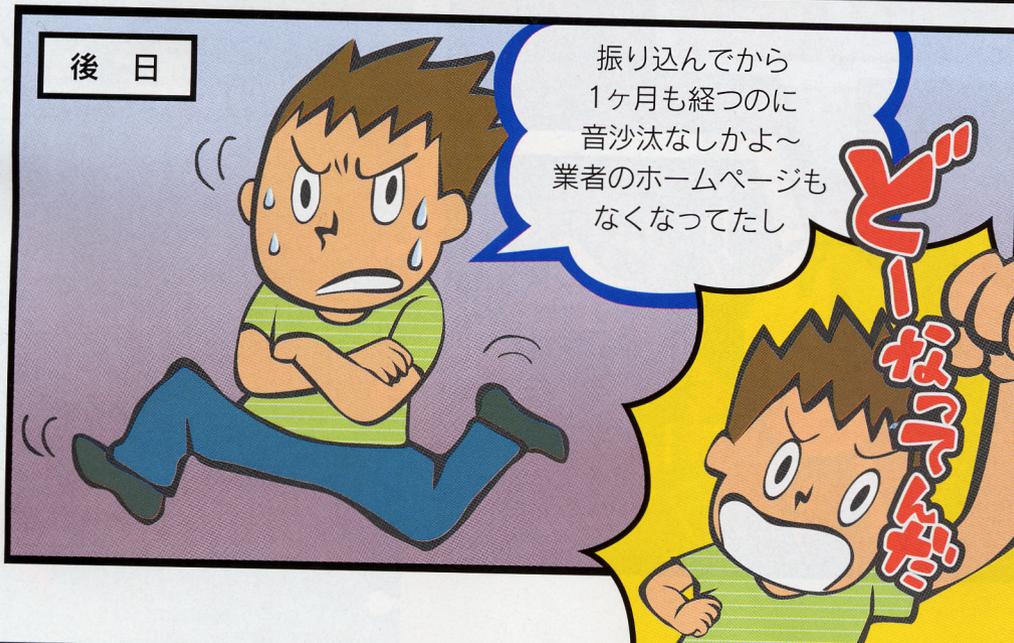
念のため、支払う前に相手と
連絡を取り合い、記録も残し
ておきましょう。

出品者と落札者を仲介する(有
料)サービス(エスクローサー
ビス)を利用する手段もあり
ます。

出品者と落札者が双方個人
の場合、取引は自己責任とな
ります。

通信販売はクーリング・オフ
できません。申し込みはじ
っくり考えてから。

困ったときは
消費者相談窓口へ



フィッシング詐欺

個人情報 は安易に 教えないこと

個人情報や財務情報を求める電子メールなどを受けたら、返信したり、メッセージのリンクボタンをクリックしないようにしましょう。

メールすると、個人情報を知らせてしまうことになります。

正規の企業や組織をよそおふことが多くあります。アメリカでは被害が増えています。

困ったときは
消費者相談窓口へ

ある日来た一通のメール

いつもご利用ありがとうございます。
誠に申し訳ございませんが、このたび〇△×カードの運営システムにトラブルが発生しました。恐れ入りますが、ご本人確認のため次の項目にご記入の上、至急返信ください。
ご連絡いただけませんと、決済に支障が生じる可能性があります。

〇△×カードシステム管理センター

1. カード番号(16桁)
2. 有効期限 年 月まで
3. お名前(フリガナ)
4. ご住所
5. お電話番号

えーっ！
こじや大変だ

急いで
返信しなくちゃ



迷惑メールで不当請求

身に覚えのない 請求は徹底的に無視

サービスを利用(契約)しようと接続したわけであれば支払いの義務はありません。

返信してあなたの名前や電話番号を教えることで次の被害につながることもあります。個人情報は絶対に教えないこと。

身に覚えのないメールのURLなどには興味本位で接続しないことが第一です。

迷惑メールを受信しないため、文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり各種サービス(フィルタリング機能等)を活用しましょう。

脅迫されたら警察へ。

困ったときは

消費者相談窓口へ

うわっ！
間違えて接続
しちゃったかも！！



もーっ
うっとうしいな
削除削除

ブチッ

またアダルト
サイトの
広告メールかよ



登録完了！
5日以内に5万円
振り込んで
ください。

えっ！？
登録？5万円って
何だよ～！
払わないと
まずいのかな？



改正特定商取引法の ポイント

(平成16年11月11日施行)

消費者被害の救済を目的とする特定商取引法が改正されます。
ポイントは、以下のとおりです。



point 3 販売目的を隠して、一般の人が自由に入出入りしない場所(事業者の事務所など)に誘い込んで勧誘することは、違法(罰則付き)となります。

point 4 事業者が嘘を言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、その妨害がなくなるまで消費者のクーリング・オフ有効期間がのびます。

point 1 事業者が消費者を勧誘する際は、勧誘に先立って販売が目的であることを消費者に明示することが義務づけられます。

point 2 事業者による嘘の説明や、商品の価格・性能など重要な事実を告げない勧誘は、違法(罰則付き)となります。このような勧誘で消費者が誤って契約をした場合は、契約を取り消すことができます。また、クレジット契約の場合は、クレジットの支払いも拒絶できます。

point 5 連鎖販売(マルチ)組織に入会后1年未満の消費者が退会する際は、商品の引き渡しを受けてから90日未満であれば、未使用分を返品して適正な額(最大1割の負担を除いた額)の返金を受け取ることができます。また、クレジット契約の場合は、クレジットの支払いも拒絶できます。

ただし、まず大切なのは悪質商法に引っかけられないことです。うまい話には、十分注意しましょう。



クーリング・オフって 知ってる？



いきなり
押しかけてきたり

街で、突然
声をかけられたり

巧みで強引なセールストークにのせられたりして自分の意思がはっきりしないまま、契約してしまうこともあります。そんなとき、あとで、

頭を冷やして考え直すチャンスが
クーリング・オフです。

クーリング・オフをすると、その契約ははじめからなかったことになります。

契約書面を受け取った日を含めて8日間以内(マルチ商法は20日間以内)であれば無条件で契約の解除ができます。

ただし事業者が嘘を言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、クーリング・オフ有効期間がのびます。

※)通信販売はクーリング・オフできません。

はがきでクーリング・オフする方法

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所 担当者〇〇

右記の契約を解除します。

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇



証拠としてコピーを取り、
郵便局窓口から簡易書留扱で出しましょう。

困ったときは、お早めに消費者相談窓口へ!

経済産業省消費者相談室 03-3501-4657

相談の受付は
月～金(年末年始・
祝日を除く)です。

受付時間は
局によって
異なります。

- 北海道経済産業局消費者相談室 ……011-709-1785
- 東北経済産業局消費者相談室 ……022-261-3011
- 関東経済産業局消費者相談室 ……048-601-1239
- 中部経済産業局消費者相談室 ……052-951-2836
- 近畿経済産業局消費者相談室 ……06-6966-6028
- 中国経済産業局消費者相談室 ……082-224-5673
- 四国経済産業局消費者相談室 ……087-861-3237
- 九州経済産業局消費者相談室 ……092-482-5458
- 沖縄総合事務局消費者相談室 ……098-862-4373
- 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>

地元の
消費生活センターにも
相談してみましょ。

〈発行〉 財団法人 **日本消費者協会**

東京都千代田区三崎町1-3-12 水道橋ビル9F TEL.03-5282-5311

ホームページ▶ <http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/>

このパンフレットは、経済産業省の委託により作成したものです。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

2004.11/1,400,000